

平成16年9月21日(火)

県 賀 佐 公 告

第12509号

2

平成16年8月24日	大川建設株式会社 神埼郡三田川町大字 吉田260番地1	大川 浩 佐賀県知事許可 (般-13) 第5538号	造園工事業に関する一般建設業の許可 11日	平成16年8月 ○ 暫
------------	-----------------------------------	-------------------------------------	--------------------------	----------------

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年9月21日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市西田町243番1 及び244番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市藏上町550番地
平野浩司

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年9月21日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市神辺町字柳郷谷1123番4並びに字松本765番6から765番8まで、788番2、789番、790番1、790番3及び793番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市神辺町790番地1
宗教法人徳昌寺

正	誤	頁
---	---	---

様式第1号(第2条関係)

受付印		申告書 年月分核燃料税 修正申告書		
年月日 佐賀県知事 様		※ 処理 事項	申告処理年月日 (通信日付印)	精査検算
			・	・
		原子炉設置者の所在地		
		原子炉設置者の名称及び代表者の氏名		
この申告の担当課名及び担当者の氏名		課名 氏名 電話番号() -		
申告区分	摘要	課税標準額	税率	税額
申告納付額	申告額	千円	$\frac{10}{100}$	円
	納付年月日	年月日		
修正申告納付額	修正申告額 (ア)		$\frac{10}{100}$	
	当初申告額 (イ)		$\frac{10}{100}$	
	差引増差額 (ア) - (イ)			
	増差税額納付年月日	年月日		
備考				

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

箇所

下段左から四行目

- 注 1 この申告書には、核燃料体の数、核燃料体一体当たりの取得原価等を記載した付表の「課税標準に関する明細書」を添付してください。
- 2 「年月分」は、条例第8条の規定による申告書の提出期限の属する年月を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

付表

課 稅 標 準 に 関 す る 明 細 書

原 子 炉 設 置 場 所		核 燃 料 の 炉 内 挿 入 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで
原 子 炉 名		使 用 前 檢 查 合 格 檢 査 は 終 了 期 日	年 月 日

1 挿入核燃料の内訳	課税対象核燃料(新規挿入分)				再挿入分核燃料(体数)	挿入核燃料の合計(体数)
	受入年月日	挿入核燃料の体数①	核燃料の単価(③÷①)②	取得原価(課税標準)③		
計		④	平均単価	円	⑤	(④+⑤)⑥

2 核保 燃有 料状 の況	未使用核燃料(未課税分)		一部照射済核 燃料(課税済 分)	合 計 体数	<備考>
	体 数	取 得 原 価			
	(7)	円	(8)	(7)+(8))	

注 1 この明細書は、発電用原子炉ごとに記載し、様式第1号の申告書（修正申告書）に添付して提出してください。

2 「新規挿入分」とは、初めて発電用原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。

3 「再挿入分」とは、新規挿入分として既に課税された核燃料で、再び発電用原子炉内に挿入されたものをいいます。

4 「核燃料の単価」は、取得原価を挿入核燃料の体数で除して算出し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

5 一部照射済核燃料には、使用済核燃料として経理されたものは含まれません。

様式第2号(第2条関係)

納付書

公印

佐賀県 システム 納	口座番号 佐賀銀行支店普通1 納	加入者 佐賀県出納長 番	税目 税目
枝番	実績	課区	処理日

所在地

名称

様分

佐賀県 システム 納	口座番号 佐賀銀行支店普通1 納	加入者 佐賀県出納長 番	税目 税目
枝番	実績	課区	処理日

所在地

名称

様分

佐賀県 システム 納	口座番号 佐賀銀行支店普通1 納	加入者 佐賀県出納長 番	税目 税目
枝番	実績	課区	処理日

所在地

名称

様

佐賀県 システム 納	口座番号 佐賀銀行支店普通1 納	加入者 佐賀県出納長 番	税目 税目
枝番	実績	課区	処理日

税目 税	核燃料税 額	年 月分 税	年 月分 延滞金
3 過少申告加算金			
4 不申告加算金			
重加算金			
計			
税目 税	核燃料税 額	年 月分 税	年 月分 延滞金

税目 税	核燃料税 額	年 月分 税	年 月分 延滞金
3 過少申告加算金			
4 不申告加算金			
重加算金			
計			
税目 税	核燃料税 額	年 月分 税	年 月分 延滞金

税目 税	核燃料税 額	年 月分 税	年 月分 延滞金
3 過少申告加算金			
4 不申告加算金			
重加算金			
計			
税目 税	核燃料税 額	年 月分 税	年 月分 延滞金

税目 税	核燃料税 額	年 月分 税	年 月分 延滞金
3 過少申告加算金			
4 不申告加算金			
重加算金			
計			
税目 税	核燃料税 額	年 月分 税	年 月分 延滞金

上記の額を納付します。

上記のとおり領収しました。

上記の金額を領収しました。

(金融機関用)	領取日付印
---------	-------

(県用)

(納税者用)

領取日付印

領取日付印

様式第3号(第2条関係)

年 月分核燃料税 更正(決定)通知書 加算金額決定			
			第 号 年 月 日
納税者 所在地 名 称			
様	佐賀県知事 印		
次のとおり核燃料税の 税額を更正(決定) したので通知します。 加算金額を決定			
この通知に基づく不足税額及び加算金額を納期限までに納付書によって納付してください。			
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
区分	課 税 標 準 額	税 率	税 額
更正(決定)額(イ)	千円	$\frac{10}{100}$	円
既に納付の確定した額(ロ)		$\frac{10}{100}$	
差引税額(イ)-(ロ)(ハ)			
区分	基礎となる額	乗ずる率	加 算 金 額
過少申告加算金額(ニ)	円	$\frac{5}{100}$	円
不申告加算金額(ホ)		$\frac{100}{100}$	
重加算金額(ヘ)		$\frac{100}{100}$	
合計(ニ)+(ホ)+(ヘ)(ト)			
納 期 限	年 月 日	納付すべき税額等の合計額(ハ)+(ト)	円
1 不足税額に対しては、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又は全額を切り捨てる。)に、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又は全額を切り捨てる。)の延滞金を加算して納付してください。 2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により知事に異議申立てをすることができます。			

様式第4号(第2条関係)

核燃料税の申告納付期限延長の申請書

		整理番号	
		※ 処 理 事 項	発信年月日
		通 信 日 付 印	確認印
受付印 年　月　日 佐賀県知事　　様			
所 在 地	〒□□□□-□□□□□ 電話番号(　) -		
法 人 名			
代表者の氏名	㊞		
経理責任者の氏名	㊞		
下記のとおり申告納付期限延長の指定を受けたいので、佐賀県核燃料税条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。			
原 子 爐 名			
使用前検査の合格日又は定期検査の終了日	年　月　日		
申 告 納 付 期 限	年　月　日		
延長の指定を受けようとする申告納付期限	年　月　日		
申告納付期限 の延長を必要 とする理由			

注※印の欄は、記入しないでください。

申購
込 読
料
佐賀県経営支援本部総務法制課
一か年二八、八〇〇円(送料共)

発行者 佐賀県知事
平成十六年九月二十一日印
古川康行
印刷及び発行

印 刷 定 日
西 部 印 刷 企 金 画 瞽
毎週月水曜日

様式第5号(第2条関係)

第 年 月 号
年 月 日

核燃料税の申告納付期限延長の指定通知書

納税義務者

所 在 地

名 称

様

佐賀県知事

印

年 月 日付けで申請のあった 年 月分の核燃料税の申告納付期限の延長について、佐賀県核燃料税条例第8条の規定により下記のとおり指定したので、佐賀県核燃料税条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

原子炉名		使用前検査の合格日又は定期検査の終了日	年 月 日
核燃料税申告納付期限の指定日			年 月 日